

平成24年10月9日

お客さま 各位

滝川ガス株式会社

## 石油石炭税の増税に伴う簡易ガス料金の改定のお知らせ

平素は、弊社のガスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、従来から弊社簡易ガスの原料となるLPガスには石油石炭税が課税されております。この石油石炭税が平成24年10月1日から増税されます。

増税分は国により地球温暖化対策のために利用されます(租税特別措置法第90条の3の2 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例 平成24年3月31日公布)。

弊社は、この石油石炭税の増税による原料コストの上昇分を企業努力だけで吸収することは難しく、このため平成24年10月5日付で石油石炭税の増税分だけをガス料金に1立方メートル当たり0.54円(税抜)を加算する供給約款の改定を北海道経済産業局に届出させていただきました。

新料金表は、本年12月1日以降検針する分から適用させていただきます。

弊社といたしましては、増税による改定とはいえ誠に心苦しく存じ上げますが、何卒、お客さまのご理解を賜りますよう心よりお願い申し上げます。